

碧南市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市公契約条例（平成29年碧南市条例第4号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約の範囲)

第2条 条例第6条の規則で定める契約は、次のとおりとする。ただし、予定価格は、契約期間が1年以下の場合は当該予定価格、1年を超える場合は予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。

(1) 予定価格5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格1,000万円以上の工事請負契約以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約

ア 市の事務又は市の事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃業務

イ 市庁舎等の電話交換・受付業務

ウ 市庁舎等の宿日直業務

エ 除草又は草刈業務

オ 草花又は樹木管理業務

カ 給食配送業務

キ 廃棄物、資源等収集運搬業務

(3) 予定価格1,000万円以上の碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年碧南市条例第3号）第6条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの

(身分証明書)

第3条 条例第10条第3項に規定する証明書の様式は、碧南市職員服務規程（平成2年碧南市訓令第1号）第3条に規定する身分証明書のとおりとする。

(公表)

第4条 条例第11条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(1) 特定公契約の名称

(2) 特定公契約の締結日

(3) 事業者の氏名又は名称及び所在地

(4) 公表の理由

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。